

チャレンジショップ出店応募者確認書

「はい」、「いいえ」の該当する方をチェックしてください。

はい ・ いいえ

- | | | |
|---|--------------------------|--------------------------|
| (1) 20 歳以上（学生を除く。）で、チャレンジショップの卒業後に吉富町で開業する方 | ☐ | ☐ |
| (2) 原則として週 5 日以上、もしくは週 30 時間以上店舗にて営業ができる方 | ☐ | ☐ |
| (3) チャレンジショップの入居後は、事業者間の連携を図るため、チャレンジショップ事業者
応援連絡を定期的に（2 ヶ月に 1 回）開催すること | ☐ | ☐ |
| (4) チャレンジショップの入居後は、4 ヶ月に 1 回、チャレンジショップ 3 店舗とキッチンカーで
合同の自主運営マルシェを開催すること | ☐ | ☐ |
| (5) 事業運営に必要な許認可を取得していること（開業時まで取得でも可） | ☐ | ☐ |
| (6) 国税および市町村税を滞納していないこと | ☐ | ☐ |
| (7) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）
第 2 条第 2 号に規定する暴力団またはその利益となる活動を行う者でないこと | ☐ | ☐ |
| (8) 本事業への参加、企画提案、審査、契約にかかる全ての費用を負担すること | ☐ | ☐ |
| (9) 動物など生き物の販売は行わないこと | ☐ | ☐ |
| (10) 特殊な臭いがするなど危険物を扱わないこと | ☐ | ☐ |
| (11) 公序良俗に反しないこと | ☐ | ☐ |
| (12) 保健所が許可した場所で調理されていない食品や、直接触れることができる食品
の取り扱いを行わないこと | ☐ | ☐ |
| (13) 政治性または宗教性のある事業でないこと | ☐ | ☐ |
| (14) 特定の主義、主張を行う事業又はそのおそれがある事業でないこと | ☐ | ☐ |
| (15) 営業に必要な設備（流し台、調理台、椅子やテーブルなど）は、必要に応じて
入居者が準備すること | ☐ | ☐ |
| (16) 商工会に入会し、商工会の活動に積極的に参加し、協調性が維持できる方 | ☐ | ☐ |
| (17) チャレンジショップの入居後に、この要項を遵守できていないと町が判断した場合は
協議の上、チャレンジショップを返還すること | ☐ | ☐ |
| (18) 今まで町内になかった新たな取り組みや創意工夫がみられる事業を行う方 | ☐ | ☐ |

【チャレンジショップの使用時において】

	はい	・	いいえ
(1) ガス・電気等の契約は、使用者自身で行うこと	☐		☐
(2) 使用料は、原則半年ごとに前納とする	☐		☐
(3) 店舗の返還誓約に反しないこと	☐		☐
○ 不正行為により使用したとき			
○ 駅周辺の風紀を著しく乱す行為をしたとき			
○ 暴力的組織又は構成員等と密接な交際を有し、又は社会的に非難される 関係を有したとき			
(4) 排水溜め桝の清掃を行うこと	☐		☐
(5) 周辺の環境美化に努めること	☐		☐
(6) 店舗周辺設備を破損させたとき、又は明らかに汚したときは速やかに修理 清掃を行うこと	☐		☐
(7) 吉富町商工会への入会を行うこと	☐		☐

※ ただし使用許可を得られた後に、上記の内容と異なる事が判明した場合は、
使用許可が取り消されます。

氏名 _____ 印 _____